

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人水産大学校（以下「法人」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、監査役、業績評価部署その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会、運営会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況及び農林水産大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、総務・経理担当部署の役職員等からその業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、業務委託をした監査法人から、当該年度の財務諸表等について実施された財務調査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

2. 監査の結果

- 1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2) 業務方法書第 25 条に規定する内部統制委員会の設置等は、新法人設立後の平成 29 年 4 月 1 日までに整備を行うとし、未整備の状況にあるが、現組織の業務の適正を確保するために必要な対策は適時適切にとられているものと認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。
- 4) 財務諸表は、独立行政法人会計基準及び同注解、並びに一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、法人の平成 27 年 3 月 31 日現在の財務状態、平成 26 年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービ

ス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。

- 5) 決算報告書は、法人による平成26年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。
- 6) 事業報告書は、法令等に従い、平成26年度の業務運営の状況を正しく表示しているものと認める。

3. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

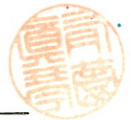
- 1) 人件費については、ラスパイレス指数が100を下回っており、その給与水準は適正であると認める。
- 2) 法人の長の報酬水準については、独立行政法人の長の平均値と比べて高い状況にはなく、適正であると認める。
- 3) 入札・契約状況については、契約監視委員会において競争性のない随意契約及び一者応札等の契約状況・契約予定についての点検が行われ、契約事務は、概ね適正化されている。
- 4) 保有資産の見直しについては、中期計画に基づき田名臨海実験実習場の廃止手続きが着実に進められるなど、不断に実行されているものと認める。

平成27年6月22日

独立行政法人水産大学校

監事（非常勤）

有園真琴



監事（非常勤）

小倉國雄

